

3章 協力・支援体制

(1) 市町村等、都道府県及び国の協力・支援

他市町村等による協力・支援については、予め締結している災害協定等を表9に示す。

市内の情勢を正確に把握し、必要な支援等についての的確に要請できるようにする。

協力・支援体制の構築にあたっては、※D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）も活用する。

また、災害廃棄物処理業務を遂行する上で、職員が不足する場合は、県に要請（従事する業務、人数、派遣期間等）し、県職員や他の市町村職員等の派遣について協議・調整をしてもらう。

※D.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)

環境省の協力要請を受けて、災害の種類や規模等に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるように、平時、発災の各局面において支援活動を行う人的なネットワーク。

表9 災害時応援協定

協定名称	締結先	締結日	協定の概要
災害時の相互応援に関する協定	鳥取県知事、 県内市町村長	H8.3.29	被災市町村が独自では十分な応急措置が実施できない場合に応援要請を行う

(2) 民間事業者団体等との連携

本市では、一般社団法人鳥取県産業資源循環協会と「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」を締結し、災害廃棄物処理の協力を要請する体制を整えている。

また、表10に示す他の協定についても、災害廃棄物処理を円滑に進める上で重要であることから、発災時には協定にもとづき速やかに協力体制を構築する。

表10 民間事業者との災害時応援協定

協定名称	締結先	締結日	協定の概要
災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	鳥取県中部清掃 事業協同組合 鳥取県清掃事業 協同組合	H27.2.3	倉吉市が被災し、市が必要を認めた際、組合に協力(収集運搬)を要請できる (し尿を除く災害廃棄物)
大規模災害時における災害し尿等の収集及び運搬の協力に関する協定書	鳥取県環境整備事 業協同組合	H29.9.14	倉吉市が被災し、市が必要を認めた際、組合に協力を要請できる (し尿)
大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	鳥取県リサイクル 協同組合 全国環境整備事業 協同組合連合会	H29.9.14	倉吉市が被災し、市が必要を認めた際、組合に協力を要請できる (生活災害ごみ、がれき、し尿浄化槽汚泥等)
感染症発生時における一般廃棄物収集運搬業務継続の協力に関する協定書	鳥取県中部清掃 事業協同組合	R2.4.24	パンデミックが発生し、委託業者が業務の継続が困難になった場合に、組合に協力を要請できる
緊急事態発生時における廃棄物処理に関する協定書	三光(株)	R2.10.29	中部市町に緊急事態が発生し一廃の処理が困難になった際協力(中間処理)を要請できる (一般廃棄物可燃ごみ・不燃ごみ)

（３）県と民間事業者等との協力・支援体制

県では、災害時における廃棄物処理に必要な体制として、民間団体と下記の協定を結んでいる。平時より、災害廃棄物の処理に関する協定に伴う広域的な協力・支援体制が円滑に構築されるよう連携を強化するとともに、発災時には、各施設の廃棄物の受入基準等についての協議や調整を行い、円滑に処理を進める。

本市においては、県が協定を結んでいる支援団体との調整を県に依頼する。

表１１ 県が締結している災害時の応援協定（民間事業者等）

協定の名称	協定先	締結日
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	一般社団法人 鳥取県産業資源循環協会	平成18年10月27日
地震等大規模災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定書	鳥取県環境整備事業協同組合	平成18年10月27日
地震等大規模災害時における災害生活ごみの収集運搬の協力に関する協定書	鳥取県清掃事業協同組合	平成18年10月27日
地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等の協力に関する協定書	鳥取県解体工事業協同組合	平成18年10月27日
大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	鳥取県リサイクル協同組合	平成28年3月11日
大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	山陰資源適正処理協議会	令和3年4月14日

出典：鳥取県災害廃棄物処理計画に一部追記

（４）広域支援体制

処理期間が長く、復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な処理・処分を検討することとなる。広域的な処理・処分を行う場合には、まず県を通じた調整により必要な支援を受けながら具体的な処理体制を構築していくことになる。

本市だけで処理できない災害廃棄物については、本市から鳥取県災害対策本部に支援要請をすることで、鳥取県が主催する災害廃棄物処理対策協議会において県内外の市町村や国との調整を図ることができる。

支援要請をした場合の最大想定時の組織体制を図６に、最大想定時以外の組織体制を図７にそれぞれ示す。

大規模災害時においては、迅速な県との情報共有・連絡調整のもと、国及び官民を問わず県内外からの支援を受ける体制構築が必要となる。

震度7発生時(最大想定時)の組織体制

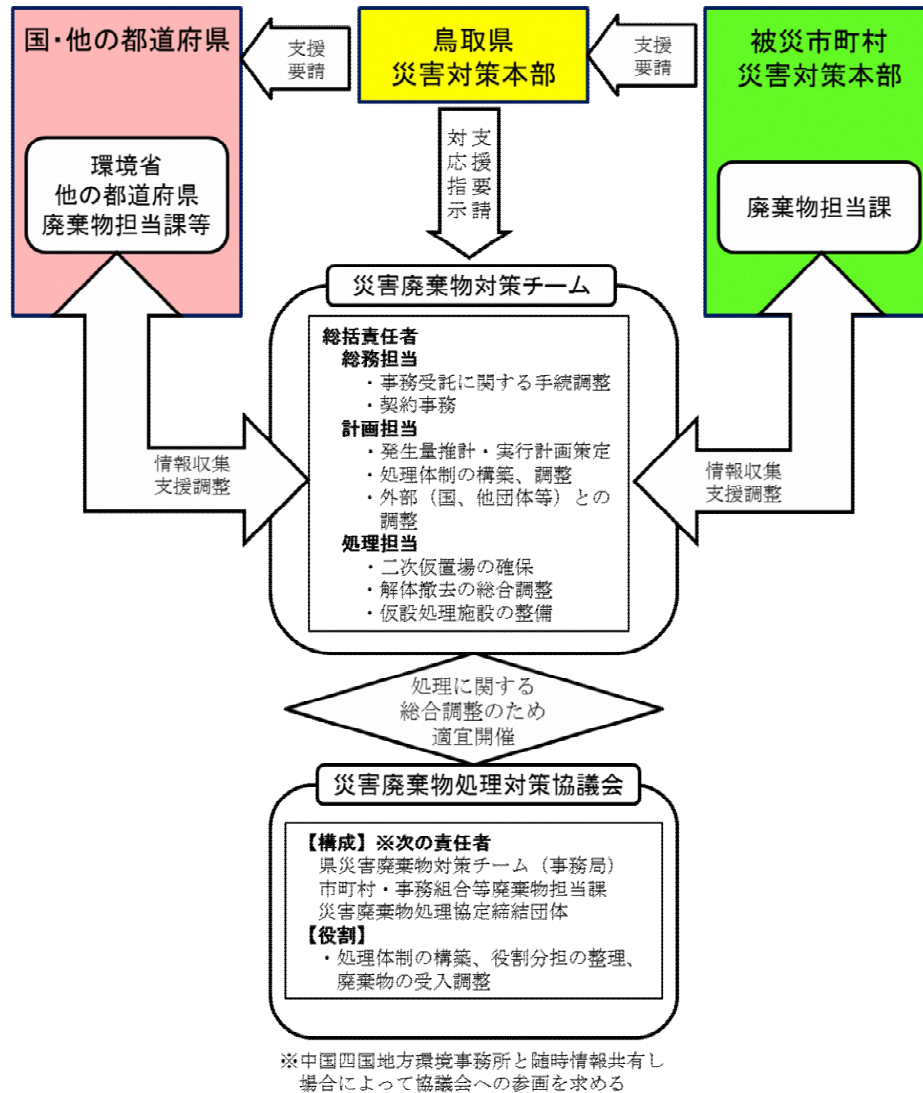
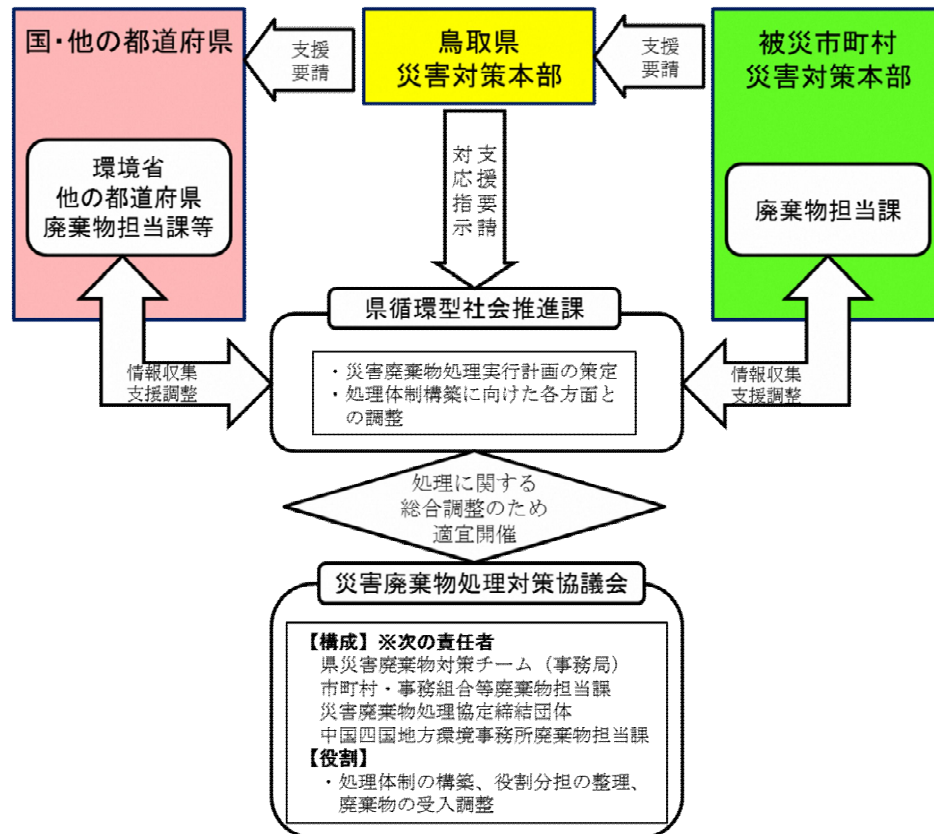


図6 最大想定時(震度7発生時)の県内組織体制
出典:鳥取県災害廃棄物処理計画(平成30年4月 鳥取県)

最大想定時の組織体制は、迅速な処理及び復興に向け、県への災害廃棄物処理の事務を委託して行うことを想定した体制づくりを基本とする。

なお、事務の委託については、地方自治法第252条の14の規定に基づき実施し、また、予算確保の必要性から議会の議決を得ることが必要となる。

最大想定時以外の組織体制



※中国四国地方環境事務所と随時情報共有し
場合によって協議会への参画を求める

図7 最大想定時以外の県内組織体制

出典：鳥取県災害廃棄物処理計画（平成30年4月 鳥取県）

なお、「大規模災害発生時における中国ブロック災害廃棄物対策行動計画（令和4年3月策定）」※1では、中国ブロック内における災害廃棄物処理支援体制が図8のとおり整理されており、このフレームに基づき、ブロック内での処理について県が中国ブロックの広域支援本部と連携を図りながら調整を行うものとする。

中国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県の範囲をいう。）について、単独自治体では対応が難しい大規模な災害（風水害、地震災害等）が発生し、県域を超えた連携が必要になった場合に、中国ブロック内の関係者が共通認識の下、それぞれの役割分担を明確にし、連携しながら災害廃棄物対策を実施するための基本的な考え方や対応方針を示したもの。

図8 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制

(5) ボランティアとの連携

災害が発生した場合、住民は必要に応じて市社会福祉協議会が設置する災害ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターへ支援要請する。

被災地でのボランティア活動には様々な種類があり、災害廃棄物に係るものとしては、被災家屋からの災害廃棄物の搬出、貴重品や思い出の品の整理・清掃・返還等が挙げられる。

ボランティア活動に関する留意点として、表12に示す事項が挙げられる。この他、ボランティアを受け入れる際、宿泊場所の確保が難しいことが想定されるため、平時から受け入れ体制を検討しておくことが重要である。

表12 災害ボランティア活動の留意点

留 意 点
・災害ボランティアの安全を確保するため、災害ボランティアセンターが設置されるまで、外部からの災害ボランティア受入れは行わない。
・災害ボランティア希望者は、できる限り仲介団体を利用して現地に赴くことが望ましい。
・災害ボランティア希望者には必ずボランティア活動保険に加入してもらう。
・災害廃棄物の撤去現場には、ガスボンベなどの危険物が存在するだけでなく、建材の中には石綿を有する建材が含まれている可能性があることから、災害ボランティア活動にあたっての注意事項として必ず伝えとともに、危険物等を取り扱う可能性のある作業は行わせないこと。
・近年では水害が多発しており、水害被害を受けた家屋の床下の清掃や室内の乾燥を目的に、床材や壁材を剥がす作業が必要となる場合もある。しかし、その作業には一定の技術や知識が必要となること、家屋の破損や作業者の事故・怪我にもつながりやすく安全管理が必要となることから、災害ボランティアが独断では引き受けず、まずは災害ボランティアセンターへ相談するよう、注意を促すことも必要である。
・災害ボランティアの装備は基本的には自己完結だが、個人で持参できないものについては、できるだけ災害ボランティアセンターで準備する。粉塵等から健康を守るために必要な装備(防じんマスク、安全ゴーグル・メガネ)は必要である。
・破傷風、インフルエンザ等の感染症予防及び粉じんやハエ等衛生害虫に留意する。予防接種のほか、けがをした場合は、綺麗な水で傷を洗い、速やかに最寄りの医療機関にて診断を受けさせること。
・津波や水害の場合、被災地を覆った泥に異物や汚物が混入し、通常の清掃作業以上に衛生管理の徹底を図る必要がある。また、時間が経つほど作業が困難になる場合も多く、災害応急対応期(初動期、応急対応(前半・後半))で多くの人員が必要となる。

出典:環境省災害廃棄物対策指針(令和5年1月)【技術資料12】を参考に作成

4章 住民等への啓発・広報

表13に住民へ広報する情報の例を示す。また、広報チラシのひな型を資料編に示す。

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、住民の理解が重要である。特に仮置場の設置・運営、ごみの分別徹底、便乗ごみの排出防止等においては、周知すべき情報を早期に分かりやすく提供する。

情報伝達手段としては、防災無線、広報宣伝車、ホームページ等があり、被災状況や情報内容に応じ活用する。東日本大震災では住民への広報として、仮置場の設置場所や開設日等について情報伝達するために、マスコミを活用することが有効であったという事例がある。

表13 広報する情報（例）

項 目	内 容	周知方法
仮置場 排出・分別方法等	・仮置場の場所、期間について ・排出及び分別方法について ・ほうきりサイクルセンターへの持ち込みについて ・回収方法について ・危険物・有害物質の取扱いについて ・廃自動車の取扱いについて ・不法投棄、便乗ごみの禁止について ・仮設トイレについて ・し尿収集について ・問合せ先について	・防災無線 ・広報宣伝車 ・ホームページ ・庁舎、避難所の掲示板 ・地域回覧板 ・報道（マスメディア）

仮置場での災害廃棄物の分別種類の広報は重要である。以下にその分別種類を示す。

- ・コンクリート系混合物（解体建物に係るもの）
- ・木質系混合物（解体建物に係るもの）
- ・金属系混合物（解体建物の鋼材、金属系の什器等）
- ・不燃系混合物（什器等）
- ・可燃系混合物（木製家具、可燃系粗大ごみ等）
- ・廃家電等（家電リサイクル対象、その他）
- ・処理困難物（寝具、畳、石膏ボード等）
- ・危険物・有害物（消火器、高圧ボンベ、薬品等）

※上記のほか、次のような単一素材の排出が多量に見込まれる場合は、その区分のエリアを設置する。

- ・瓦
- ・土壁
- ・石膏ボード
- ・石綿含有疑いの廃棄物